

事業区分 「連携による協働のシマづくり事業」

Q & A

令和4年度より「連携による協働のシマづくり事業」を実施しております。

新たな事業区分であるため、下記のとおり Q&A 方式にて、よくあるご質問に対する回答を掲載しています。

この他、ご不明な点につきましては、募集要項「12. お問合せ先」までご連絡ください。

Q：連携する団体については、応募条件はあるのか。

A：募集要項「2. 応募できる市民団体等」が応募条件です。この条件を満たす2つ以上の団体が、連携して事業を行うことが条件となります。

Q：本事業に申請するために団体を組織した場合は、事業を申請する団体として認められるのか。

A：募集要項「2. 応募できる市民団体等」において、「(2) 奄美市内で活動実績があること。」が条件です。活動実績がなく、申請のために組織された団体は、事業に応募できません。

Q：3団体が連携する場合は、応募可能か。

A：2つ以上の団体の連携であれば、応募可能であり、連携する団体数に上限は設けておりません。ただし、連携する全ての団体が、募集要項「2. 応募できる市民団体等」の条件を満たさなければなりません。

Q：連携することを証明する資料（覚書や協定書など）を提出する必要があるのか。

A：連携を確認するための資料の提出は必要ありません。申請様式において、連携する内容や目的、事業効果等を確認させていただきます。

Q：2団体で事業を申請したいが、申請書は2団体の連名で記載しなければならないのか。

A：連携する団体の中から、代表となる団体を選定いただき、その代表の団体が申請書様式を記載・提出してください。

Q：自治会内の別団体、例えば青年団と壮年団が連携する場合は申請可能か。

A：同じ組織内に属する団体の連携については、連携による協働のシマづくり事業の対象となりません。

Q：隣接する自治会同士が連携する場合は、応募可能か。

A：募集要項「2. 応募できる市民団体等」の条件を満たす自治会であれば、応募可能です。

Q：島外の団体と連携する場合は、申請可能か。

A：募集要項「2. 応募できる市民団体等」において、「(2) 活動拠点が奄美市内にある団体であること。」が条件です。このため、島外や奄美市外の団体との連携は、事業の対象となりません。

Q：民間法人と連携する場合は申請可能か。

A：募集要項「2. 応募できる市民団体等」において、「(3) 営利を目的としない団体であること。」等の応募条件がありますので、NPO 法人などで応募資格を満たす場合は、申請可能です。

Q：「連携による協働のシマづくり事業」の助成率が、「その他の事業」の助成率よりも高く設定されているのはなぜか。

A：地域の活性化に重要な地域内外の新たな人材・考えの交流を生み出し、事業完了後も持続的な地域活性化が図られる提案事業への支援をより強化するため、「連携による協働のシマづくり事業」の助成率を高く設定しています。

Q：これまでのように、1 団体での申請はできないのか。

A：「その他の事業」については、令和3年度までの事業と同様に、1 団体での申請が可能です。

Q：例えば、どのような団体の連携が考えられるのか。

A：課題を抱えている地域と課題解決ノウハウのある団体との連携や、分野の異なる団体間での人材やアイデアの交流・連携などが考えられます。例えば、自治会と NPO 団体、専門分野が異なる任意団体同士の連携が考えられますが、共通の課題を持つ自治体の連携や世代間の交流による新たな連携など、事業の目的や目指すべき成果によって多種多様な連携が考えられます。